

告示第1号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年1月4日

尾道市長 平谷 祐宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 尾道新浜SC

所在地 尾道市新浜一丁目9番1 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置

(変更前)

| 駐輪場 | 位置 |
|-----|---------------------|
| 1 | 生鮮壱番館エブリィ・かっぱ寿司棟南西側 |
| 2 | スーパードラッグひまわり棟南西側 |

(変更後)

| 駐輪場 | 位置 |
|-----|--------------------|
| 1 | 生鮮壱番館エブリィ・かっぱ寿司棟南側 |
| 2 | スーパードラッグひまわり棟南西側 |

イ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前)

| 廃棄物保管施設 | 位置 |
|---------|---------------------|
| 1 | 生鮮壱番館エブリィ・かっぱ寿司棟南西側 |
| 2 | スーパードラッグひまわり棟南西側 |

(変更後)

| 廃棄物保管施設 | 位置 |
|---------|--------------------|
| 1 | 生鮮壱番館エブリィ・かっぱ寿司棟南側 |
| 2 | スーパードラッグひまわり棟南東側 |

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置

(変更前)

| 駐車場 | 位置 |
|-----|--------|
| 1 | 駐車場南側 |
| 2 | 駐車場南東側 |

(変更後)

| 駐車場 | 位置 |
|-----|-------|
| 1 | 駐車場南側 |

| | |
|---|--------|
| 2 | 駐車場南東側 |
| 3 | 駐車場東側 |

3 大規模小売店舗の変更をする日

平成23年1月12日

4 変更する理由

附属施設の適正配置及び店舗用地拡張に伴う駐車場出入口の増設のため

5 届出年月日

平成22年12月27日

6 届出書等の縦覧場所

尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

(1) 期間

平成23年1月4日から平成23年5月6日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

8 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成23年5月6日

(2) 提出先

尾道市産業部商工課